

お客さまからの現金、通帳、各種申込書等のお預かり手続き等について

- **当金庫職員が、お客さまから現金、通帳・証書、普通預金払戻請求書、および、各金融商品（投資信託、国債、保険）の申込書等をお預かりする場合は、必ず、お客さまに当金庫所定の「受取書兼預り証」を発行し、お渡ししています。**
必ず、「受取書兼預り証」をお受取りください。
また、当金庫所定の「受取書兼預り証」以外で、お預かりすることはございません。
- 「受取書兼預り証」は、現金、通帳・証書、各金融商品の申込書等をお客さまからお預かりしたことを証明する大切な証となりますので記載内容に間違いがないかを必ずご確認ください。
- 「受取書兼預り証」は、後日、当金庫職員が、所定の手続き終了後、通帳・証書等をご返却、また現金をお届けする際に必要となりますので、ご返却までの間、大切に保管ください。
- 当金庫職員から返却された通帳・証書等については、金額などに間違いがないか、必ずご確認ください。また、お届けした現金について、金額に間違いがないか、必ずご確認ください。
- 当金庫職員が諸手続きを行う場合、お客さまからご印鑑・カードをお預かりすることはございません。（ただし、解約等でカードをお預かりする場合は、必ずお客さまの面前でカード使用不能となる状態でお預かりします。また、当金庫職員が暗証番号をお尋ねすることはありません。）
また、お客さまがご希望される場合も、ご印鑑、カードをお預かりすることは出来ませんので、ご協力をお願いいたします。
- 諸手続きで署名捺印が必要な場合は、当金庫職員の説明をご理解のうえ、署名捺印ください。当金庫では、お客さまへ十分な説明を行い、ご理解を得たうえで、署名捺印いただくよう、指導しております。
- 当金庫では、お客さまからお預かりした、通帳・証書等につきましては、所定の手続き終了後、速やかにお客さまへ返却するよう金庫内規程に定めるとともに、指導しております。
- **当金庫での投資信託のご購入、国債のご購入、および、保険商品のご契約において、その申込代金は、預金口座からの払出（引落）のみとしており、現金での取扱いは行っておりません。**
- **各金融商品のお申込みは、所定の申込書に、原則、面前自署していただき受付けます。各金融商品のご契約成立後は、次の書類を郵送しますので、必ず内容をご確認ください。**
 - ・ 投資信託のご購入 累積投資買付報告書（葉書）
 - ・ 国債のご購入 取引報告書（封書）
 - ・ 保険商品のご契約 保険証券（保険会社から封書）

現金、通帳・証書等のお預かりや各金融商品のお申込み等に関して、ご不明・ご不審な点がございましたら、当金庫窓口またはお客さま相談センターまでお問い合わせください。

西中国信用金庫 お客さま相談センター

フリーダイヤル 0120-26-3521

受付時間 9:00～17:00(土・日・祝日除く)

